

ハラスメント防止等に関する特別委員会審査報告書

- 1 審査期日および場所
令和8年3月10日(火) 全員協議会室
令和8年3月16日(月) 全員協議会室
- 2 出席委員
大森哲男委員長 外 34 名
- 3 付議事件審査の概要
本委員会は、付議事件である「ハラスメント防止等に関すること」について審査を行った。
その審査の過程において、各委員より論及のあった主な内容は、次のとおりである。

(1) ハラスメントに関すること

ハラスメントの再発防止策については、県庁における対策や条例の制定について説明があり、それに対して委員から、「調査体制の強化のため、調査は外部の第三者機関が行ってはどうか」とただしたのに対し、「管理職の意識改革が非常に重要であり、徹底しないといけない。そのうえで第三者の窓口も設置する」との答弁があった。さらに、委員からは、相談への迅速な対応や再発防止のために職場でのコミュニケーションを充実させることの重要性が指摘された。また、「被害者保護を最優先すべきである」との意見が述べられた。そのほか、第三者相談窓口の相談実績や今後の必要な支援や体制整備、コンプライアンス委員会の権限や体制などについて論及があった。

2月20日に議決した「前知事による深刻かつ重大なハラスメント行為に対する責任と県政の信頼回復に関する決議」に関し、体制刷新についてただしたところ、知事からは、「先日議長に伝えた通り、現時点でまだ考え中である。私の責任の下、適切な時期にしっかりと判断してまいりたい」との答弁があった。

また、2月に実施した職員に対する「ハラスメントに関する調査」、「前知事のセクシュアルハラスメント調査」について、回答率や3月中の結果概要の公表に向けて作業を進めているとの報告があった。

以上のような議論があり、第20号議案「附属機関に関する条例の一部改正について」、第22号議案「福井県職員等のハラスメント防止等に関する条例の制定について」を採決し、原案のとおり可決した。

(2) 退職手当に関すること

前知事の退職手当の自主返納については多くの論及があり、理事者からは、1,500万円の自主返納との回答に至った経緯について説明があり、「受け入れざるを得ない」との見解が示された。これに対し、委員から、「現時点における第三者相談窓口への相談7件の中に前知事に関する相談はないのか。」「前知事からの被害の可能性を残しているのであれば調査結果が出るまで待たなくてよいのか」と確認があり、理事者からは、「第三者相談窓口への前知事に関する相談はなく、今回の自主返納についてやむを得ないと考えている」との回答があった。それを踏まえ、委員からは、「今後、県としてしっかりと判断し、対応してほしい」との要望が述べられた。そのほか、前知事の説明責任については引き続き求めていくべきとの意見が述べられた。

第149号議案「福井県知事等の退職手当に関する条例および福井県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について」については、前知事のハラスメント事案を踏まえ、当初知事からは、懲戒免職相当の場合に支給制限等ができるという提案がなされたが、委員からは、「特別職は一般職と比較して責任が重く、退職手当の金額も大きい。懲戒免職まではいかないが相当悪質な場合に減額できないのは県民の納得が得られない」との意見が述べられた。また、前知事的事案に関して、当時の職務代理者が現行の退職手当条例に退職手当を増減しうる規定があるにもかかわらず、調査結果を待たずに満額支給した理由についてただしたのに対し、「生活保障や情状酌量など、極めて限られた分野での話であると理解しており、そのような観点から退職手当の増減に関してはそのま

まと判断した。その時点では報告書の中身を知るすべはなかった」との答弁があった。

以上のような議論を経て、第149号議案「福井県知事等の退職手当に関する条例および福井県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について」は、委員から、懲戒停職相当までを支給制限等の対象範囲とする修正案が提出され、採決の結果、当該修正案を可決し、修正案を除く部分については原案のとおり可決した。

以上のとおり、中間報告する。

令和8年3月18日

福井県議会議長 小堀 友廣 様

ハラスメント対策特別委員会
委員長 大森 哲男